

**【重要】初診・再診における紹介状なしの当院受診時の定額負担  
(保険外選定療養費)の徴収について**

厚生労働省は、令和2年4月の診療報酬改定において、医療機関の機能分化の推進を目的として「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は病院で行う」という方針を一層強化するため、従来の400床以上から200床以上でも選定療養費を徴収するよう定めました。

このことにより、令和2年7月1日から、他の保険医療機関等の紹介状なしに当院を受診する場合は、原則として、下記のとおり、初診時又は再診時に定額負担として別途徴収させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

| 初診時        | 金額          | 再診時        | 金額          |
|------------|-------------|------------|-------------|
| 医科         | 5,000円(税込)  | 医科         | 2,500円(税込)  |
| 妊娠・出産に係る場合 | 4,546円(非課税) | 妊娠・出産に係る場合 | 2,273円(非課税) |
| 歯科         | 3,000円(税込)  | 歯科         | 1,500円(税込)  |

※但し、次の場合は「選定療養費」のご負担はありません。

- ①当院の他の診療科を受診している場合
- ②医科と歯科との間で院内に紹介された場合
- ③救急車で搬送され救急外来を受診された場合
- ④外来受診からそのまま入院になった場合
- ⑤当院の治験協力者の場合
- ⑥労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ⑦各種公費負担制度の対象となっている場合
- ⑧その他、当院が直接受診する必要性を認めた場合

ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。